基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年五月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月十日

千葉県香取市小見川七九八番地

株式会社ハピネス・アンド・ディ

代表取締役　田　泰夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年五月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月十日

東京都中央区八丁堀二丁目二一番六号

日本管理センター株式会社

代表取締役社長　武藤　英明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十日

札幌市北区北一〇条西一丁目七番地

興菱商事株式会社

代表取締役　堀田　彰

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十日

東京都文京区本郷三丁目三五番三号

レスメド株式会社

代表取締役　松下　和彦

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十三年五月六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式三〇、〇〇〇株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金一、一〇〇円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十三年五月三十一日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十三年五月十日

東京都渋谷区本町一丁目四番一六号

ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社

代表取締役　嶋田　秀子

限定承認公告

本籍栃木県日光市鬼怒川温泉滝五六三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉キクイ

右被相続人は平成二十二年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十三年二月十六日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝五六三番地

相続財産管理人　渡辺　茂和

限定承認公告

本籍東京都台東区浅草橋五丁目一二番地二四、最後の住所千葉県市川市大町一二四番地

市営住宅大町オ二団地五二三四

被相続人　亡　岡　慶一

右被相続人は平成二十二年一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十二日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十日

富山県射水市黒川五〇六一番一〇

相続財産管理人　村　利光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年一月三十一日付官報の号外第十九号百五十七頁に掲載されています。

平成二十三年五月十日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・アセット・シックス・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は平成二十三年五月二十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産たる不動産の減価償却費、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記減価償却費、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)各事業年度における、当該事業年度中の特定資産たる不動産の減価償却額、(ii)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(iii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iv)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金四億一千六百八十万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は八千三百三十六口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金四億一千六百八十万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十三年五月十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三七	下	七～一（終りから）	（印刷誤り）	
三八	上	一～六	行頭を一字下げる。	
〃	〃	一八～四〇	行頭を二字下げる。	
〃	〃	七～一七	（印刷誤り）	

平成二十三年三月十六日公布環境省令第三号（大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四	上	終りから六	ばい煙	ばい煙量

平成二十二年十一月十五日外務省告示第四百七十九号（森林保全計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

三四	二	平成二十三年	平成二十二年

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月九日付特第三七号二ページ
達第八四号一六ページ

ージ●同月十日付第九五号九六ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）